

## 第2回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名  
令和6年度第2回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所  
令和6年12月17日（火） 午後2時～午後2時55分  
※ 当初は令和6年11月1日にWeb会議で行うこととしていたが、当日機器のトラブルにより、上記日程で開催することとなった。  
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名  
田村委員（会長）、山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員、谷川委員
- 4 事務局  
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）  
財政局契約部工事契約課長  
下水道局施設部施設課長  
安佐南区農林建設部下水道担当課長  
企画総務局地域活性推進課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要
  - (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（公開）
    - ア 工事の発注状況について
    - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
    - ウ 指名停止措置等の運用状況について
    - エ 苦情処理の運用状況について
    - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオまでについて、取りまとめて報告等を行った。  
報告に対して、委員から意見はなかった。
  - (2) 抽出事案の審議（公開）
    - ア 八幡東ポンプ場電気設備工事（条件付き一般競争入札）
    - イ 相田地区下水道築造6-2号工事（条件付き一般競争入札）
    - ウ 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業（随意契約）

(2)のアからウまでについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明及び質疑応答を行った。委員から意見はなく契約は適正であると判断された。
  - (3) 令和6年度第3回審議会では説明を受ける工事の抽出について  
次回の審議会では審議する事案の抽出は、山田委員に依頼済である。

- (4) 次回の審議会開催日程について  
第2回に続いて同日開催とした。

7 傍聴人の人数  
傍聴者 なし

8 発言の要旨  
主な質疑応答は、次のとおりである。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

ア～オ 質疑なし

- (2) 抽出事案の審議

ア 八幡東ポンプ場電気設備工事（条件付き一般競争入札）

- Q 1 当該工事に使用する運転制御設備は購入品を据え付けるものなのか。  
A 1 購入したものを据え付けても構わないし、自社で製作していただいても構わないが、システム設計は行っていただく必要がある。機器をポンプ場に搬入し、据え付けて配線、配管を行っていただくものである。  
Q 2 一般的な参加条件をしているとのことだが、応札者が1者となった理由はどのようなことが考えられるか。  
A 2 全国的に技術者が不足しているということが大きいと考えている。技術者も高齢化が進み、後継者がいなくなっており、意欲はあっても配置可能な技術者がいないため応札ができなかったり、収益の上がる工事に応札を絞ってきている状況があると考え  
る。

イ 相田地区下水道築造6-2号工事（条件付き一般競争入札）

- Q 1 毎年同規模の工事を発注しているとのことだが、一度に行わず少しずつ行っていくても問題は生じないのか。  
A 1 当該工事の施工場所となる団地は昭和47年に造成が完了した団地で、そのときに通した下水管が老朽化しているため布設替えを行うものである。布設替えは早期に行う必要があるということは認識しているが、予算の都合もあるため老朽化の激しいところを選んで工事を行っている。  
Q 2 管の新設に比べて、困難な点はあるか。  
A 2 元々ある管を壊しながら、新しい管を入れていく必要があり、沿道の住民の生活に影響がないように管の排水も止めずに施工していくという点は、新設に比べて苦勞する点であると考え  
る。  
Q 3 工事の難易度自体は高くないのかもしれないが、施工上の苦勞も多い工事内容であるのに、応札者が43者と多いのは何故か。  
A 3 業者に聞き取りをしたものではないが、以下の3つの要因があったのではないかと考えている。ひとつ目は工事の難易度は高くないため、ある程度の技術力を持った会社であれば施工可能であったこと。2つ目は、施工場所が団地内の幹線道路ではなく枝道であったため、交通量や歩行者が少なく工事施工上の制約が少なかったこと。3つ目は、公告の時期が5月17日と早い時期で、年度末で受注工事が完了し、手持ち工事が少な

くなくなっていたり、なくなって工事発注を待っていた業者が多かったこと。

ウ 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業（随意契約）

Q 1 公募型プロポーザルとはどういったものなのか。また本契約における経緯は。

A 1 公募型プロポーザルとは、本市が定める設計金額内で、優れた技術提案をした業者と見積もり合わせにより契約を行うという手続きである。本件については、公募型プロポーザルに応募したのは1者のみであった。

Q 2 優れた技術提案をした業者を選定するという目的からすれば、応募者が1者というのは目的を十分には果たせなかったとも考えられるが、1者応札の理由として思い当たることはあるか。

A 2 当該契約にかかる公募型プロポーザルの前にも、一度公募を行い、事前に参加表明をした業者は1者あったが当日に辞退されたという経緯があった。その際にヒアリングを行った結果、物価高騰の中、設計金額が厳しいものであるということ、設定している技術者の要件が難しい内容であるということが判明したため、それらを見直して再度公募したところ、1者応札があったという状況である。1者応札の要因として考えているのは、整備する広場の規模的には大規模業者が応札を考える規模ではないものの、設計・施工一括方式を採用したため、中小業者の中でJVを組んで入札に参加するという経験自体が少なく敬遠されたのではないかと考えている。

Q 3 当該工事の規模では、通常設計と施工は同時に行うものなのか。それとも分けて行うものなのか。

A 3 通常は、当該工事の規模の場合は設計と施工を分けて行う方が多いが、当該工事は「安佐市民病院跡地活用推進協議会」において、できる限り跡地の期間を短くし、にぎわいが早期に戻ってくるよう要望があった経緯も踏まえ、民間の創意工夫を生かし、できる限り工期の短縮も図りたいという考えのもと、設計・施工一括方式を採用した。